



始福長障 第 767 号
平成30年 8月28日

指定特定相談支援事業者指定更新通知書

申請者 鹿児島県始良市平松1180番地3
社会福祉法人 美野里会
理事長 山之内 一秀 様

始良市長 湯元 敏浩



平成30年7月19日付けで申請のあった指定特定相談支援事業者の指定更新について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20の規定により、下記のとおり指定を更新したので通知します。

記

- 1 指定等に係る事業者の名称及び主たる事務所の所在地
事業者の名称 社会福祉法人 美野里会
事務所の所在地 鹿児島県始良市平松1180番地3
- 2 指定等に係る事業所の名称及び所在地
事業所の名称 鹿児島サン・ヴィレッジ始良
相談支援相談所
事業所の所在地 鹿児島県始良市平松1180番地3
- 3 指定更新の年月日
平成30年9月1日
- 4 指定等に係る支援の種類
特定相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）
- 5 事業の主たる対象者
特定なし
- 6 事業所番号
特定相談支援 4632800035



指令始地福第76号
社会福祉法人美野里会

貴法人から申請のあった指定障害福祉サービス事業者の指定の更新は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第41条第1項の規定により、下記のとおり指定更新します。

平成29年11月30日

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 下村 一彦



記

- 1 事業所の名称
鹿児島サン・ヴィレッジ始良
- 2 事業所の所在地
始良市平松字新開1180番地3
- 3 申請者の名称
社会福祉法人美野里会
- 4 主たる事務所の所在地
始良市平松字新開1180番地3
- 5 代表者の氏名
山之内 一秀
- 6 指定更新の年月日
平成29年12月1日
- 7 指定の有効期間満了年月日
平成35年11月30日
- 8 指定障害福祉サービスの種類
生活介護・施設入所支援
- 9 その他

法第41条第1項の規定により6年ごとに更新を受けなければ、上記有効期間の経過によって指定障害者支援施設の指定効力を失いますので、引き続き指定を受けたい場合、有効期間内に法第41条第2項の規定により更新の申請手続きをしてください。

貴法人から申請のあった指定障害福祉サービス事業者の指定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定により、下記のとおり指定します。

令和元年7月8日

鹿児島県始良・伊佐地域振興局長 永田 秋人



記

1 事業所の名称

鹿児島サン・ヴィレッジ始良

2 事業所の所在地

始良市平松字新開1180番3

3 申請者の名称

社会福祉法人 美野里会

4 主たる事務所の所在地

始良市平松字新開1180番3

5 代表者の氏名

山之内 一秀

6 指定年月日

令和元年8月1日

7 有効期間

令和7年7月31日

8 指定障害福祉サービスの種類

短期入所

9 主たる対象者

	身体障害者	知的障害者	障害児	精神障害者
短期入所	○	○	—	○

10 事業所番号

4612805129

11 その他

法第41条第1項の規定により6年ごとに更新を受けなければ、上記有効期間の経過によって指定障害福祉サービス事業者の指定効力を失いますので、引き続き指定を受けたい場合、有効期間内に法第41条第2項の規定により更新の申請手続きをしてください。